

1 実施体制について(経営トップの決意表明と推進組織)

- ・リスクアセスメントを導入する場合、経営のトップは、従業員や関係者に自らの意思として「リスクアセスメントを行う」ことを宣言します。
- ・事業所や店舗のトップ(総括安全衛生管理者)が実施を統括管理します。
- ・事業場や店舗の安全管理者、衛生管理者等が実施を管理します。
- ・安全衛生委員会等を活用し、労働者を参画させます。
- ・その職場の作業指揮者(職長)を参画させます。
- ・必要な教育を実施します。

推進体制の例



2 実施時期

実施時期については、設備又は作業方法を変更したり、新規に採用した場合や、労働災害が発生した場合等がありますが、「まずは、リスクアセスメントをやってみよう」ということで、危ないと思われる作業・作業場所を導入時の対象として絞り込み、できるところからリスクアセスメントを始めてみましょう。

3 情報の入手

入手すべき情報としては、作業手順書、ヒヤリハット、KYT(危険予知活動)の事例、安全パトロール結果、労働災害の事例や類似災害情報等があり、これらを作業員から報告させる仕組みが必要です。

また、相手先又は納入先で荷役作業を行う場合、綿密な打合せを行い、相手先又は納入先の情報を事前に入手しておく必要があります。

(注) 「ヒヤリハット」とは、労働災害には至らないが、人が危険な状況や環境条件等に感覚的に「あぶない」、「有害だ」と感じ、ヒヤリとしたり、ハットした出来事を表す言葉です。これをメモ帳やノートに書留めておきますと安全に関する打合せなどに役立ちます。